

正

一級
二級
木造

建 築 士 事 務 所 登 録 申 請 書
(第一面)

※受付欄

[記入注意]

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級
二級
木造 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

年 月 日

三重県知事 あて

三重県指定事務所登録機関登録申請者氏名.....

一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あて

建 築 士 事 務 所	名	称				
	所 在 地		郵便番号 — 電話 ()			
	一級・二級・木造建築士事務所の別					
登 録 申 請 者	個人 である とき	氏 名	建築士 の資格	□一級建築士□二級建築士 □木造建築士□なし		
		住 所	郵便番号 — 電話 ()			
	法人 である とき	名 称				
		事業所所在地	郵便番号 — 電話 ()			
建 築 士 事 務 所 を 管 理 す る 建 築 士	氏 名		登 録 番 号			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）			
	管理建築士講習を修了した年月日	平成 年 月 日 令和	修了証番号			
現登録年月日及び 登 録 番 号		令和 年 月 日 号 三重県知事登録第		※ 審 査		
新規 □ 更新 □	※登録年月日及び 登 録 番 号	令和 年 月 日 号 三重県知事登録第				
建築士事務所登録手数料として 2 3 , 0 0 0 円 納入いたします。			※払込 区分	現金 ・ 振込 (付入金)		

＜手数料を振込納付する場合の注意事項＞

- 1 下欄に、振込金受取書等、支払い確認できる書面の写しを貼付してください。
- 2 振込伝票の振込人名欄には、必ず事務所名の前に事務所登録番号（一級・二級・木造の区分－番号）を入力してください。新規申請で、登録番号が与えられていない場合は、事務所名の前に「〇－〇」を入力してください。
（例）一級建築士事務所で登録番号が第１－０００１号の場合 ： １－０００１ ミエケンチョウケンチクシヅムシヨ
二級建築士事務所で登録番号が第２－０００２号の場合 ： ２－０００２ ミエケンチョウケンチクシヅムシヨ
木造建築士事務所で登録番号が第木－０００３号の場合 ： モク－０００３ ミエケンチョウケンチクシヅムシヨ
一級建築士事務所の新規申請の場合 ： １－０ ミエケンチョウケンチクシヅムシヨ
- 3 各金融機関における振込手数料は登録申請者で御負担ください。

振込金受取書等 貼付欄

(第二面)

所属建築士名簿

[記入注意]

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあっては その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号
(備考) 別紙 有 ☐ 無 ☐			計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名

(第三面)

役員名簿

[記入注意]

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏 名	性 別	役 名	生 年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日

(備考)

別紙 有 ☐
無 ☐

添付書類 (イ)

(記入注意)

- 1 最近のものから順次記入して下さい。
- 2 (例)

甲野 太郎	三重県	甲野ビル 貸事務所	鉄筋コンクリート造 三階建延べ 500 m ²	設計及び 工事監理	平成 30.8.1 ～令和元.5.2
-------	-----	--------------	---------------------------------------	--------------	-----------------------

[illegible]

添付書類（ロ）

略 歴 書 （開設者・管理建築士）

（記入注意）

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名				生年月日	
住 所		〒			
建築士の資格		一級建築士 ☐	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名（二級・木造建築士の場合）	
		二級建築士 ☐			
		木造建築士 ☐			
		なし ☐			
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・修了・中退の別	
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位・職 名	
	年月～年月				

添付書類（ロ）

略 歴 書 （管理建築士）

（記入注意）

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名				生年月日	
住 所		〒			
建築士の資格		一級建築士 ☐	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名（二級・木造建築士の場合）	
		二級建築士 ☐			
		木造建築士 ☐			
		なし ☐			
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・修了・中退の別	
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位・職 名	
	年月～年月				

誓 約 書

私は
の管理建築士として

専任することを誓約いたします。

年 月 日

氏 名

三重県知事

三重県指定事務所登録機関

一般社団法人 三重県建築士事務所協会 会長 あて

第六号書式（第二十条関係）（A 4）

添付書類（ハ）

（開設者）

誓 約 書

開設者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び開設者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

開設者の氏名又は名称

三 重 県 知 事
三重県指定事務所登録機関
一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あて

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障がいにより建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

（記入注意）

- 1 開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

一級・二級・木造 建築士事務所の登録申請について

建築士事務所登録申請（新規、更新）における必要書類一覧

添付書類 事 項		申請書（正・副） 及び添付書類	定款(写し) および 登記事項証明書(原本)	管理建築士及び所属建築士の免許証（写し）	法定の管理建築士講習修了証(写し)	法定の定期講習修了証（写し）	知識・技能の維持向上のための講習修了証（写し）又は研修計画書	建築士事務所業務状況申告書
新規登録	個人	○		○	○	△	—	
	法人	○	○	○	○	△	—	
更新登録	個人	○		○	○	○	○	○
	法人	○	○	○	○	○	○	○

<注意>

- 登録手数料は、一級・二級・木造一律 23,000 円です。現金又は振込にて納付して下さい。
- 登録有効期限は 5 年間（更新手続は有効期間満了の日の 30 日前までに提出すること）です。
- 新規登録の場合は、管理建築士が以前勤めていた会社の退職証明書又は管理建築士の専任を証明する書類（社会保険証の写し等）を添付のこと。**
- 定款および登記事項証明書の事業又は目的に建築の設計等を行う旨が記載されていることが必要です。** 例：「建築の設計・監理」、「建築設計業」など
- 新規登録における「定期講習修了証（写し）」は、受講済の場合に添付し、未受講の場合は、遅滞なく受講しなければなりません。

<申請書記入の注意事項>

- ※印欄は、記入しないで下さい。
- 登録申請者氏名において、法人の場合は名称、肩書、代表取締役を記載してください。個人の場合は、住民票記載の文字を用いて楷書で記載してください。
- 建築士事務所の種別及び建築士の資格には該当するものに○を、□欄には、該当する□の中にレ印を付けて下さい。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新登録を受けようとする場合に記入してください。
- 登録申請者と管理建築士が同一者の場合には、管理建築士用の略歴書の記入は不要です。
- 誓約書の「私は（ ）の管理…」とある（ ）内には、事務所の名称を記入してください。
（例：〇〇一級建築士事務所）
- 登録更新時に変更事項があれば、更新と同時に変更届を提出してください。
- 日付欄は和暦を用い、全て記入してください。
- 更新の場合は、業務概要書を記入してください。（最近のものから過去 5 年間順次記入）

※ 申請書類は、一般社団法人 三重県建築士事務所協会に提出してください。